

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年11月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木曽川・水の始発駅

3 代表者の氏名

澤頭 修自

4 主たる事務所の所在地

木曽郡木祖村大字藪原1011番地

5 定款に記載された目的

この法人は、主として木祖村の、木曽川源流としての立地条件、街道を中心とした歴史・文化、山村特有の豊かな森林環境・自然資源・観光資源などを活用し、木祖村や各団体が進める木曽川の上下流交流事業の支援、木曽川に関わる河川環境や森林環境の整備、地域の自然資源・観光資源を活用した観光案内・体験イベント・教育的活動、風土の特徴を活かした食に関する商品開発・販売などの事業を行なうとともに、主に村内に拠点がある会社や団体及び地域住民が主体となって活動している不特定多数の、個人や団体との情報交換・連携を密にして助言や支援を行ない、住民参加型の新たな山村地域ビジネスを開発・展開して、地域の活性化を図り、魅力ある地域の創造と地域の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

家族的な雰囲気のもとで、安心して暮らせるよう生活自立を支える事業を行い、地域福祉を住民と共に考え、住民参加の介護サービスにより、不特定多数の人々の利益の増進と地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年11月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコライフ・プロジェクト信州

3 代表者の氏名

和田 重雄

4 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町1116番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、中高齢者及び次世代を担う会員が主体となり、会員が有する多様なスキル、ノウハウを活用し、地域社会のなかで環境保全、健康長寿、情報通信等に関する各種施策を展開することにより、日常生活の中での環境保全への取り組み、健康で安全、安心し生活できる社会の構築、地域での生活に役立つ携帯電話を活用した情報通信施策の展開等の事業を行い、地域の人々が健康で安全、安心な生活が出来るよう地域社会の活性化を図る等、地域密着型の施策を展開することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年11月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラポール

3 代表者の氏名

宮越 俊雄

4 主たる事務所の所在地

松本市城東一丁目3番10号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で、

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月17日

長野県木曽地方事務所長 吉江速人

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電話交換機（周辺機器を含む）一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年3月1日から平成35年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

木曽郡木曽町福島2757番地1

木曽合同庁舎（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

木曽郡木曽町福島2757番地1

木曽地方事務所地域政策課

電話 0264（25）2211

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kisochi/kisochi-seisaku/n Yusatsu/index.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月25日（火）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

正 誤

平成26年3月20日付け長野県条例第18号「長野県都市公園条例の一部を改正する条例」中

ページ 行（箇所）

33 表中

誤	全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	円 15,000	円 21,000	円 26,000	円 36,000	円 47,000	円 62,000	円 4,600
			上記以外に利用する場合	第2体育館	7,300	10,000	12,000	17,300	22,000	29,300	2,200
	全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	63,000	84,000	105,000	147,000	189,000	252,000	19,000
			上記以外に利用する場合	第2体育館	31,000	41,000	51,000	72,000	92,000	123,000	9,100

正	全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	円 15,000	円 21,000	円 26,000	円 36,000	円 47,000	円 62,000	円 4,600
			上記以外に利用する場合	第2体育館	7,300	10,000	12,000	17,300	22,000	29,300	2,200
	全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	63,000	84,000	105,000	147,000	189,000	252,000	19,000
			上記以外に利用する場合	第2体育館	31,000	41,000	51,000	72,000	92,000	123,000	9,100
	全部を利用しないで利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	4,200	5,200	6,400	9,400	11,600	15,800	1,200
			上記以外に利用する場合	第2体育館	2,100	2,600	3,100	4,700	5,700	7,800	600
	全部を利用しないで利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションを利用する場合	第1体育館	15,000	21,000	26,000	36,000	47,000	62,000	4,500
			上記以外に利用する場合	第2体育館	7,300	10,000	12,000	17,300	22,000	29,300	2,200

都市・まちづくり課